

第24回参議院議員通常選挙

■投票 7月10日(日)
7時～20時

◇山梨県選出議員選挙
候補者名を記入

◇比例代表選出議員選挙

政党その他の政治団体の名称または候補者名を記入

■投票所 市内22投票所
※郵送される入場券をご確認ください。

■開票 7月10日(日)
21時10分から

■開票所 韮崎市営体育館

■期日前投票
◇日時 6月23日(木)
～7月9日(土)
8時30分～20時

◇場所 市役所1階防災会議室

※投票所入場券をお持ちください。(投票所入場券が届いていない場合は、お持ちいただかなくても投票できます。)

■不在者投票

身体に重度の障がいがある方、一時的に市外に滞在している方や、病院、施設等に入室している方には、本市投票所に出向かなくても投票ができる制度があります。ただし、

状況によってはできない場合や、郵便でやりとりするため時間を要する場合がありますので、早めにお問い合わせください。

■選挙公報について

候補者の経歴、政見等を掲載した選挙公報を、新聞折込み(山日・朝日・毎日・読売・産経・日経)により配布します。

また、市役所、市民交流センターなどの市内公共施設へも設置します。

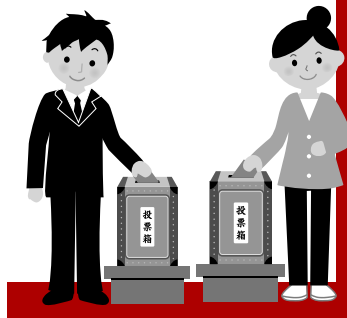
◆選挙Q&A

Q 今年の春、他の市町村から転入してきました。韮崎市で投票できますか？

A 韮崎市に住所を定めた(住民票が作成された)日から引き続き3か月以上、韮崎市の住民基本台帳に記録されていることが必要です。

3か月以上経っていない場合には、転入する前の住所地で投票できる場合があります。

※旧住所地で住民票が作成された日から韮崎市に住所を移すまでの間が3か月以上



ないと投票はできません。

Q 旧住所地に行けない場合はどうしたらよいですか？

A 上記の「不在者投票制度」を活用できます。旧住所地の選挙管理委員会へ郵便で必要書類を請求してください。届いた投票用紙などを韮崎市の選挙管理委員会に持参することで投票できます。

若い世代の有権者に、選挙を身近に感じてもらう、若者に対する投票環境の雰囲気づくりを行うため、投票立会人を募集しております。

■問い合わせ

韮崎市選挙管理委員会
(内線 332 ～ 334)

市民の皆さんに身近で開かれた市政を目指して

平成27年度情報公開・個人情報保護制度及び審議会等の会議の公開運用状況

情報公開制度は、個人の知る権利を尊重し、市の所有する情報の公開を請求する権利を保障するものです。また、個人情報保護制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに個人情報の開示を請求する権利を明らかにするものです。



さらに、開かれた市政運営の実現のため、市の政策形成に関する審議の過程を市民の皆さんが知ることができるよう、審議会等の会議についても公開しています。

請求区分	実施機関 (開示の決定を行う機関)	請求件数	開示・非開示の内訳			
			全部開示	部分開示	非開示	文書不存在
情報公開 (公文書等)	市長	12	5	6	0	1
	教育委員会	4	4	0	0	0
	選挙管理委員会	1	0	0	0	1
	議会	2	2	0	0	0
	合計	19	11	6	0	2
個人情報保護	市長	2	0	2	0	0
	合計	2	0	2	0	0

公開を行っている審議会等のうち、開催された会議の件数	傍聴人数	
	公開件数	非公開件数
76件	76件	0件
		9人

市民の皆さんには、この制度を利用していただき、市政への一層のご理解と市民参加の行政運営にご協力をお願いいたします。

■問い合わせ

総務課 総務担当
(内線 3334)